平成２２年（フ）第１３３９号
名古屋市緑区大高町字一色山29番地の１　サンガーデン緑ヶ丘Ｂ棟101号
破産者　藤原　英樹
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３７号
名古屋市港区八百島１丁目202番地　レオパレス八百島206号
破産者　尾野はやみ
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１６号
愛知県春日井市坂下町７丁目1754番地２
破産者　安藤　竜史
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７５２号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町３丁目29番地１、開始決定時の住所兵庫県加古川市八幡町上西条700番地
破産者　奥平　治世
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市土山２丁目５番33号、従前の住所兵庫県姫路市土山７丁目９番10号
破産者　山下　博輝
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４００号
兵庫県姫路市伊伝居555番地４、従前の住所兵庫県姫路市駅前町349番地
破産者　洋酒と果物スギモトこと　杉本　明彦
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３８号
長崎県長崎市筑後町８番28号
破産者　大久保哲夫
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
長崎県長崎市八つ尾町1282番地３、旧住所長崎県長崎市上戸町２丁目９番８号堀内ビル
破産者　堀内　文代
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
札幌市北区新川３条１丁目２番５―103号
破産者　小貫　清隆
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１号
青森県弘前市大字桔梗野四丁目６番地11
破産者　清野　正彦
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第５０７号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字土樋18番地１
破産者　伊藤ミチ子
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９７号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1825
破産者　鎌田　和子
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
秋田市横森５丁目６番１―22号
破産者　澤田　勇雄
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅９―101号
破産者　武藤ヨヲ子
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８号
福島市松川町字天明根34番地
破産者　菅野　高氏
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
福島市桜本字玉木66番地の２、前住所福島市岡部字高畑100番地の５
破産者　峯　　政明
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
福島市岡部字高畑100番地の５
破産者　今野　里美（旧姓峯）
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
福島県伊達市保原町字元町12番地
破産者　畑　　繁夫
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５号
福島県南相馬市原町区本陣前１丁目43番地の４　木村アパート
破産者　佐藤　貞夫
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部